

改正相続税法

明治大学法曹会 講演会資料
(共催:明治大学法科大学院)

於 明治大学リバティタワー

平成26年6月28日(土)

明治大学士業会

会長(税理士) 右山 昌一郎

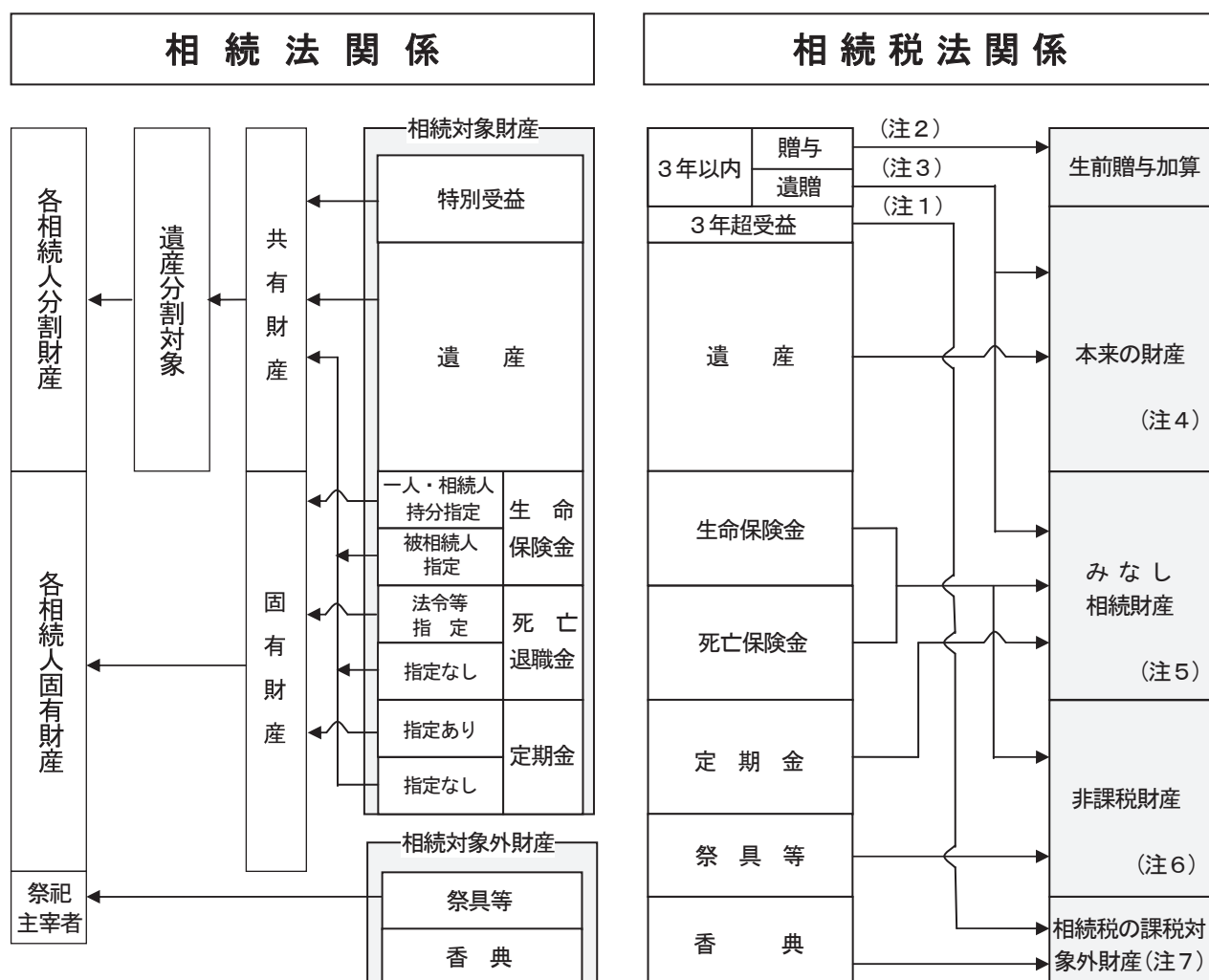
I. 相続法における相続財産と相続税法における課税財産

相続法と相続税法の関係を考察する際に、ベースとなるのは相続財産の意義、範囲と法の取扱いです。

(1) 相続財産に係る相続法と相続税法の相関関係

相続財産に関する相続法と相続税法の異同点を相関図で示すと、次の図1のようになります。

相続財産に係る相続法と相続税法の相関関係(図1)



（注１）生前贈与財産の扱い

相続法で特別受益となる生前贈与は、期間を限定していませんが、相続税法における生前贈与加算は、相続開始前３年以内の贈与とされています（相法 19）。

したがって、特別受益のうち相続開始前３年超のものは、相続税では、課税対象外の財産となります。

（注２）生前贈与財産の評価

- ① 相続法における特別受益は、相続開始前３年以内の贈与であっても相続開始時を基準としてその財産を評価しますが（民法 904）、相続税法における生前贈与加算は、贈与時の時価によって評価します（相法 19）。

したがって、価額上昇時には相続法の価額が相続税の評価額と比較して高くなり、価額下落時には相続法の価額が相続税の評価額と比較して低くなります。

- ② 相続法における特別受益には、高等教育の費用の贈与が含まれますが、相続税法においては通常必要な教育費は、非課税（相法 21 の 3 二）としています。

（注３）相続人に対する遺贈の扱い

- ① 遺贈は相続法においては、特別受益となります。相続税法では、遺贈（死因贈与を含みます）による取得財産は相続財産と同様に本来の財産を構成します（相法 1）。

- ② 遺言による債務免除等の利益は、相続税法においては、みなし相続財産を構成します（相法 8）。

- ③ ①②のいずれも相続法における遺留分と関係してくるようになります。

(注4) 本来財産の種類

本来の財産は、次のものをいいます。

財産の種類	財産の細目	
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	
	畑（小作権及び永代小作権を含む。）	
	宅地（借地権を含む。）	
	その他の土地	
家 屋	家屋	
	構築物	
事 業 (農業) 用財産	減価償却 資 産	機械、器具、農機具、果樹、農耕用の牛馬、 営業権、電話加入権その他の減価償却資産
	商品、製品、半製品、原材料、農産物など	
	売掛金	
	その他の財産	
預貯金	現金・小切手・為替など	
	銀行預金・郵便貯金など	
有価証券	株式・出資金	
	公社債・金融債	
	信託受益証券	
家庭用財産	家具・什器備品など	
その他の 財産	立木	
	自家用自動車・電話加入権	
	貸付金・未収入金など	
	書画・骨董	

(注5) みなし相続財産の種類等

- ① みなし相続財産とは次のものをいいます。
- ・生命保険金（相法3①一）
 - ・退職手当金・功労金など（相法3①二）
 - ・生命保険契約に関する権利（相法3①三）
 - ・定期金に関する権利（相法3①四）
 - ・保証期間付定期預金に関する権利（相法3①五）
 - ・契約に基づかない定期金に関する権利（相法3①六）
 - ・相続財産法人に係る財産分与（相法4）
 - ・低額譲受けその他の利益の享受（相法7、8、9）
 - ・信託に関する権利その他の信託の特例（相法9の2、9の3、9の4）
- ② みなし相続財産のうち、生命保険金及び退職手当金等については、非課税規定の適用があります（注6参照）。

(注6) 相続税の非課税財産

- ① 非課税財産とは、次のものをいいます。
- ・墓地、霊びょう、仏壇、仏具等（相法12①二）
 - ・公益事業を行うものが、相続や遺贈により取得した財産で、その公益事業の用に供することが確実なもの（公益事業用財産）（相法12①三）
 - ・心身障害者共済制度に基づく給付金の受益権（相法12①四）
 - ・相続人が取得した生命保険金等のうち、法定相続人1人当たり500万円を基にして計算した金額（相法12①五）
 - ・相続人が取得した退職手当金等のうち、法定相続人1人当たり500万円を基にして計算した金額（相法12①六）
 - ・相続財産を申告期限までに国等に寄付した場合の寄付財産（措法70）
 - ・相続財産である金銭のうち、申告期限までに特定の公益信託に支出した金銭（措法70）
- ② 祭具等は、相続法では相続対象外資産です。相続税法では非課税財産とされています。したがって、原則的には遺産分割の対象とはなりません。

(注 7) 香典の取扱い

香典は、所得税法の見舞金として非課税とされています（所令 30）。

また、社会通念上相当と認められているものについては贈与税も非課税とされています（相基通 21 の 3－10）

Ⅱ．相続法における相続財産と相続税法における

課税財産の意義

(1) 相続法における相続財産の意義

相続法における相続財産は、前述したように各相続人の相続分を確定することを主たる目的としています。

したがって、(図1)のように相続財産は、相続対象財産と相続対象外財産に分類されます。

第1に、相続対象財産については、被相続人の存命中特定の相続人に特別受益(婚姻、養子縁組み、生計の資本としての贈与及び遺贈)を行った場合には、共有財産の額に当該金額が加算され、同様に生命保険金、死亡退職金及び定期金(以下「生命保険金等」といいます)のうち相続人指定のなかった部分の金額についても共有財産の額に加算され、それら加算額と、被相続人の遺贈額(財産－債務)が共有財産として遺産分割対象財産となります。

さらに生命保険金等のうち相続人指定の部分については、指定時の相続人の固有財産として相続後においても各相続人の固有財産として位置付けされることになります。

第2に、相続対象外財産は、祭具等(系譜、祭具、墳墓等先祖の祭礼に必要なもの)と香典とがありますが、これらは各相続人の財産とはならず祭祀主宰者が所有し、葬具等については代々引継いでいくことになります。

これにより、次の算式のように各相続人に係る相続分が確定することになります。(算式)

$$\frac{\text{共有財産(注1)}}{\text{遺産分割}} + \text{指定済生命保険等} = \text{各相続人の相続財産(注2)}$$

(注1) 遺産＋特別受益＋未指定生命保険等

(注2) 祭祀主宰者には、各相続人の相続財産のほかに祭具等と香典が加算されます。

(2) 相続税法における課税財産の意義

相続税法における課税財産の意義についての詳細については(図1)の注書きで述べました。

したがって、ここでは意義の相違に基づく課税財産の把握の相違について述べます。

相続税法は、相続財産に対する適切で公平な課税を目的にしています。

したがって、適切な課税という点から相続財産にない相続税法による非課税財産〔図1の(注6)参照〕を規定して相続の趣旨に反しない配慮をしています。

次に、公平という点から各相続人の相続税額の負担を公平とするために相続法による共有財産又は固有財産の区別をなくし課税価格とし、当該価格を基として算出した課税遺産総額を各相続人の法定相続分で分割したと仮定して各相続人の税額を算出し、当該個別税額を合計して相続税の総額を算出します。その後当該相続税の総額を各相続人の遺産分割財産に応じて、すなわち按分して各相続人の相続税納付額とする仕組みです。

こうしたことから、相続税法における課税財産には相続法にない「みなし相続財産」又は「非課税財産」が規定され、逆に相続法に存在した「共有財産」及び「固有財産」という考え方がなくなったということがいえると思います。

なお、相続法の固有財産で課税適状にあるものは、相続税法は「みなし相続財産」として課税財産に取込むものとしています。

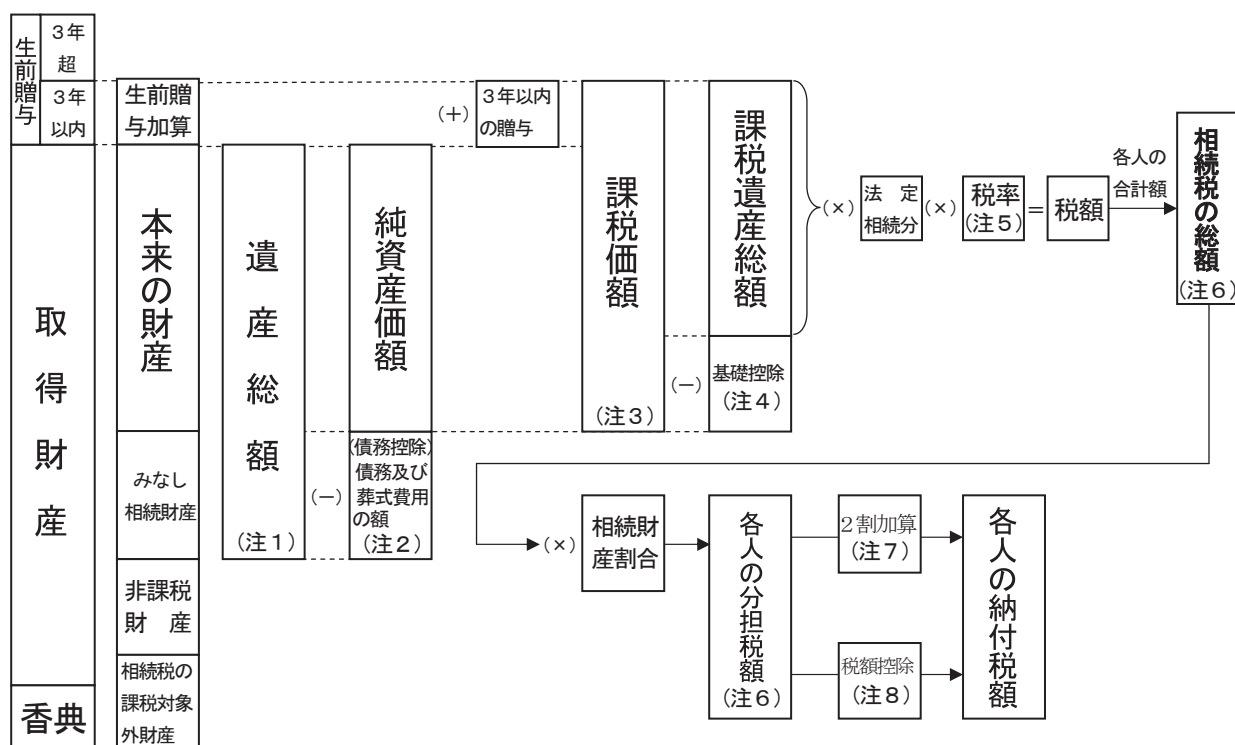
Ⅲ. 相続税法における計算体系

(1) 現行の計算体系

現行の相続税法は、遺産取得課税方式（遺産を取得した者の取得財産を課税対象とする方式）をベースにしながら、遺産課税方式（被相続人の遺産の総額を課税対象とする方式）も取り込んだ特異な課税体系（両方式の折衷方式）を採用しているので注意が必要です。

その計算方式の概要を図示すると、次の（図2）のとおりです

相続税の計算体系(図2)



（注１）財産評価の基準

相続法には財産評価に関する規定はありませんが、時価と解されています。

相続税法においても同様に時価（相法 22）ですが、実務は国税庁の取扱としての「財産評価基本通達」により取り扱われていますので評価額に格差があります。

したがって、相続税法による評価額が遺産分割の基準となる時価とは解されていません。

（注２）債務控除の範囲

① 相続税法の債務控除は、相続開始時に現存し、かつ、確実に認められる債務に限って控除の対象となります（相法 13、14）。

② 控除される葬式費用は、次のとおりです（相法 13①二）。

＜葬式費用と認められるもの＞（相基通 13－4）

- ・ 葬式もしくは葬送に際し、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺骸もしくは遺骨の回送その他に要した費用。
仮葬式と本葬式とを行う場合は、その双方の費用。
- ・ 葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用。
- ・ 前記に掲げるものの他に、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの。
- ・ 死体の搜索または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用。

＜葬式費用と認められないもの＞（相基通 13－5）

- ・ 香典返戻費用。
- ・ 墓碑や墓地の買入費用または墓地の借入料。
- ・ 法会のための費用。
- ・ 医学上または裁判上の特別の処置のための費用。

（注３）課税価格計算の特例と時価

課税価格の計算については、次のような特例があり、この点は相続法と異なりますので、相続法における遺産分割は特例適用前の評価額を基準として行う必要があります。

- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例（措法 69 の 4）
- ・立木の評価（相法 26）・・・時価の 15%減額

（注 4）遺産に係る基礎控除額

- ① 基礎控除額の算式は、次のとおりです（相法 15①）。

$$5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

- ② 相続税法の法定相続人の数については、次の点が相続法と異なります（相法 15②）。

- ・相続放棄した相続人も数に算入します。
- ・養子については、その数の算入に次のとおりの制限があります。
実子がいる場合・・・・・・養子 1 人まで数に算入します。
実子がない場合・・・・・・養子 2 人まで数に算入します。
- ・胎児が申告期限まで出生していないときは数に算入しません（相基通 15－3）。
しかし、申告後に出生した場合には、法定相続人の数に算入します（相法 32）。

（注 5）相続税の税率（速算表）

税率は、次のとおりです（相法 17）。

各相続人の法定相続分に応ずる取得金額	税率	控 除 額
～ 1,000 万円	10%	—————
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 ～ 3 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円超 ～	50%	4,700 万円

（注 6）相続税の総額の計算方法

相続税の総額の計算方法は、次のとおりです（相法 16）。

- ・ 相続税の総額＝各人の相続税額の合計額
- ・ 各人の相続税額＝課税遺産総額×各相続人の法定相続分×税率（速算表）

（注 7）各人の相続税額の計算方法

各人の分担額及び按分割合は、次のとおりです（相法 17）。

$$\text{各相続人が負担する税額} = \text{相続税の総額} \times \left(\frac{\text{各人が実際に相続した課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} \right)^*$$

- * 相続税の総額の按分……各相続人は、必ずしも法定相続分どおりに相続するわけではないので、相続税の総額を各相続人が実際に相続した遺産の額に応じて、各相続人が負担すべき税額を比例配分（按分）によって求めます。

（注 8）相続税額の加算制度

被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者には、税額の 20%加算があります（相法 18）。

（注 9）税額控除の種類

各人の税額控除額は、次のとおりです。

- ・ 相続開始前 3 年以内の贈与に係る贈与税額の控除（相法 19①）
- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減（相法 19 の 2）
- ・ 未成年者控除（相法 19 の 3）
- ・ 障害者控除（相法 19 の 4）
- ・ 相次相続控除（相法 20）
- ・ 在外財産に対する相続税額の控除（相法 20 の 2）

(2) 改正事項（平成 27 年 1 月 1 日施行）についての説明

相続税の見直し（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続等に適用）

- ① 基礎控除（高止まりしている）の見直し
（地価動向の推移に応じた改正です）。

<相続税の基礎控除→60%に縮減>

	改正前	改正後
定 額 控 除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人 比 例 控 除	1,000 万円に法定相続人数を 乗じた金額	600 万円に法定相続人数を 乗じた金額

- ② 税率（再配分機能回復の観点から）の見直し（最高税率の引き上げ、
ブランク幅及び税率の細分化による機能回復です）。

<相続税の税率構造>

改正前	税率	改正後	税率
1,000 万円以下の金額	10%	1,000 万円以下の金額	10%
3,000 万円以下の金額	15%	3,000 万円以下の金額	15%
5,000 万円以下の金額	20%	5,000 万円以下の金額	20%
1 億円以下の金額	30%	1 億円以下の金額	30%
3 億円以下の金額	40%	2 億円以下の金額	40%
—		3 億円以下の金額	45%
3 億円超の金額	50%	6 億円以下の金額	50%
—		6 億円超の金額	55%

③ 未成年者控除及び障害者控除の改正

未成年者控除及び障害者控除について次のように改正されます。

	改正前	改正後
未成年者控除 (相法19の3) 障害者控除 (相法19の4)	20 歳までの 1 年につき 6 万円	20 歳までの 1 年につき 10 万円

■ 説 明

(1) 基礎控除の縮減

バブル時代には地価が異常に高騰したために相続税における基礎控除額（定額控除額及び法定相続人比例控除額）を引き上げて相続税の納税額を緩和しました。

その後地価は、沈静化をしましたが相続税の基礎控除額は据置かれて高止まりしていると考えられることから当該基礎控除額を地価動向の推移も踏まえて 60%に縮減しようとするものです。

(2) 税率の見直し

相続税の機能には、富の再配分があるといわれています。

しかし、わが国の富の格差は高齢者に富の集中が存在し、若者に富の分配が不十分であるとする状態が見受けられます。

したがって、相続を機にその状態を是正することを目的として税率の見直しを行うものです。

その内容は、課税標準 2 億円以下については見直しを行わず、2 億円超について税率の見直しを行ったことができます。

(3) 未成年者控除及び障害者控除の改正

(1) (2) の増税に関して手数のかかる小児に対しては、控除額が引き上げられました。

IV. 相続税法における特例

相続税法における特例には「課税価格の計算に係る特例」と「相続税額の納税猶予に係る特例」の２種類の特例が規定されています。

(1) 課税価格の計算に係る特例

① 小規模宅地等の特例

相続又は遺贈によって取得した財産のうちに、相続開始の直前において被相続人等（被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます）の事業（相当の対価を得て継続的に行う不動産の貸付けを含みます）の用又は居住の用に供されていた宅地等で建物や構築物の敷地の用に供されているものがある場合には、相続人等が取得したこれらの宅地等のうち限度面積までの部分（「小規模宅地等」といいます）について相続税の課税価格に算入すべき価額は、その宅地等の価額に、各々の用途区分に応じ、それぞれ一定の減額割合を乗じて計算した金額とされます（措法 69 の 4 ①）。

② 特定計画山林に係る特例

被相続人の親族が被相続人から相続又は遺贈により取得した財産のうちに森林経営計画の定められた区域内に存する立木若しくは土地等（土地又は土地の上に存する権利をいいます）がある場合には、一定の要件を満たすときに限り、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額に一定の減額割合を乗じて計算した金額とされます（措法 69 の 5 ①）。

③ 相続時精算課税適用者に係る特例

相続時精算課税適用者は、相続や遺贈によって財産を取得した場合でも、取得しなかった場合でも、相続時精算課税適用財産（相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限ります）を相続税の課税価格に加算して（相法 21 の 15①、21 の 16①）、相続税の総額や各相続人等の相続税額を計算することとされています（相法

21 の 14)。

この場合における相続時精算課税適用財産の価額は、相続開始時における当該財産の状態にかかわらず、当該財産に係る贈与の時の価額によることとされています（相基通 21 の 15－2）。

（2）相続税額の納税猶予に係る特例

1) 非上場株式等に係る特例

後継者である相続人等が、相続又は遺贈により、経済産業大臣の認定を受ける非上場の株式等（中小企業者である非上場の株式又は出資をいいます）を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限られます）に係る課税価額の 80%に対応する相続税の納税が猶予されます（措法 70 の 7 の 2）。

2) 農地等に係る特例

農地等の相続については、

- ①民法が均分相続制度を採っているため、遺産分割によって農地が細分化され農業経営が不可能になること。
- ②農地周辺土地の都市化に伴って地価が上昇し、相続税を納付するために農地を譲渡しなければならなくなり、そのために農業経営が不可能になるという問題があります。

そこで、農業基本法の目的とする農業経営の近代化に資するため、現行民法の均分相続による農地の細分化の防止と農業後継者の育成を税制面から助成する観点から「農地等を相続した場合の相続税の納税猶予の特例」の特例が設けられています。

相続税の納税猶予の特例の適用を受けた相続税額は、

- ①農業相続人が死亡した場合。
- ②20 年間農業経営を継続した場合（特例農地等のうち都市営農農地等を除く市街化区域内の農地等に限ります）。

- ③農業相続人が、後継者育成のためあるいは農業者年金の特例付加金受給のためなどの事情により、農地等の生前一括贈与をした場合に免除されることになります（措法 70 の 6）。

3) 山林に係る特例

特定森林経営計画が定められている区域内にある山林（立木又は土地をいいます）を所有している被相続人から平成 24 年 4 月 1 日以降に相続又は遺贈（死因贈与を含みます）により特例施業対象山林を取得した林業経営相続人が、その相続に係る相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税額のうち、特定山林に係る納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、林業経営相続人の死亡の日まで、その納税を猶予することができます（措法 70 の 6 の 4 ①）。

以 上

< 講 師 紹 介 >

税理士 みぎやま 右山 しょういちろう 昌一郎

昭和 5 年 熊本県生まれ

昭和 3 1 年 明治大学商学部卒

現 在 税理士法人右山事務所社員税理士・相談役、法学博士

東京国税局、国税庁、大蔵省を経て、昭和 4 2 年右山税務会計事務所を設立。
その後、平成 1 4 年に税理士法人を設立し、所長となる。
企業の税務・会計を指導するとともに、大学講師・助教授として教壇に立った。
政府等の諮問機関である中小企業財産承継問題研究会のメンバー、税制審議会専門委員長、
日本税務研究センター租税法事例研究会研究委員、通産省事業承継税制研究会委員、日本
税務会計学会学会長、日本税理士連合会「日税研究賞」選考委員、NPO 会計参与支援セ
ンター理事長を歴任。

現在、日本税法学会理事兼研究委員、税務会計研究学会理事、日本税務会計学会顧問、
ビジネス会計人倶楽部相談役、明治大学士業会会長。

【主な著書】

- ・税務を生かす基本規定・契約書式全集（全 3 巻）
（昭和 5 9 年・日税研究奨励賞受賞）（ぎょうせい）
- ・所得税がわかる本（日本実業出版社）
- ・新税理士実務質疑応答集 法人税務編・個人税務編（ぎょうせい）
- ・J a p a n e s e C o r p o r a t i o n T a x ' 8 3（PMC 出版）
- ・税理士法人制度のすべて（中央経済社）
- ・企業再編の税務と法務（中央経済社）
- ・会社の清算実務についての問題点（大蔵財務協会）
- ・税務調査と税理士の権利（大蔵財務協会）
- ・新事業承継税制のすべて（大蔵財務協会）
- ・中小企業のための事業承継に係る納税猶予手続きのすべて（大蔵財務協会）
- ・中小会社の再生実務（大蔵財務協会）
- ・税務上の形式基準の判断（新日本法規）
- ・中小要領・中小指針・税務申告の一本化へのすすめ（大蔵財務協会）

他多数